在宅で理美容を受ける高齢者の方へ

高齢者訪問理美容サービス事業のご案内



令和８年１０月受付開始

１　対象となる方(以下の要件を全て満たす方)

□　市内に住所を有する満 65 歳以上の方で、要介護認定３以上の方

□　住民税非課税の方(申請月が４月から６月の場合は前年度の住民税、７月から翌年３月の場合は当該年度の住民税を対象とします。)

※　課税地が本市以外の方は、事前に非課税証明書を取得し申請してください。

□　単独での外出が困難な方で、訪問理美容サービス時に、立会人がいる方

２　助成内容(助成上限額)

□ カット、洗髪、顔そりについては、２，０００円迄

□ 訪問理美容サービスの出張費等については、１，１００円迄

※上記を超える費用は利用者負担となります。

３　市指定の訪問理美容事業者一覧（令和８年 10 月１日現在）

訪問理美容事業者名	所在地	電話番号
リンデンＢ・Ｉ武蔵野三鷹	小金井市梶野町１－２－３６	０４２２－３０－５５４１

※今後協力店舗が増えた場合は、一覧表を更新します。

４　利用の申込みについて

訪問理美容サービスの助成については、予め市への登録が必要となります。
申込書を介護福祉課または、地域包括支援センターへ提出してください。

【申請先】

〒184-8504　小金井市役所第二庁舎２階



介護福祉課　高齢福祉係　042-387-9843
にし地域包括支援センター　042-386-7373
みなみ地域包括支援センター　042-388-8400
ひがし地域包括支援センター　042-386-6514
きた地域包括支援センター　042-388-2440

利用方法は裏面に続きます

5　利用方法

訪問理美容サービスの登録をされた方に、２か月に１枚の割合で理美容券を配布します。サービスを受ける際に市の指定理美容業者に提示して利用してください。

6　申請と助成の流れ

申請
- お近くの地域包括支援センターまたは介護福祉課高齢福祉係で申請書を記入し提出してください。

決定
- 市が申請書を受理後、利用者登録を行い、理美容券を発行します。

利用
- 利用者は、市が指定する理美容事業者へ連絡し、理美容券を提示の上サービスを受けてください。

支払
- サービスを受けた後、助成分を超える費用を理美容事業者にお支払いください。

7　注意事項

□　理美容事業者により、サービス提供の内容に限りがありますので、予め確認の上ご利用ください。

□ 利用者登録の決定前に訪問理美容サービスを受けた場合は助成の対象とはなりません。

□　市が指定する理美容事業者以外では助成の対象となりません。

□　利用の際は、必ず立会人が必要となります。

□　キャンセルにより費用が発生した場合は、利用者の負担となります。

8　問合せ先

小金井市役所介護福祉課　高齢福祉係　042-387-9843（直通）



